近代所有権と従属労働 (その三) 所有権の歴史性 B 原始コンミュニズム (労働法意識序説第八部)

宇 田 咱 郎

(教育学部·法律学研究室)

Modern Property and Dependent Labour

II. On the Historical Character of PropertyB Primitive Communism

(Consciousness of the Real Nature of Labour Law. Part 8.)

by Ziro UDA

(Juristical Seminar, Education Faculty, Kochi University)

本稿の趣旨

前稿においては、「所有権の歴史性」の考察に入るに当り、先づ一応社会経済的構成なる概念の説明を試みたが、本稿以下においては、そこに明らかにされたる各時代区分とその区分の指標とに従いつつ、しばらく、各社会経済構造の質的特徴

につき概説し、もってそこから所有権の歴史性を ばうかがいたく思うのであって、本稿はその第一 期に当る原始共産社会を主題として扱うものであ る

原始コンミュニズム――その研究が人口に膾炙しまるモルガンの大著「古代社会」。により一大進歩をもたらされたるものなることは今更多言を要せざるところである。原始共産社会はモルガンによれば、歴史的知識に先行する,人類文化史の極めて長期の全過去を包括する人類社会の発展形態――社会経済的構成に属するところのものである。而も彼によれば原始共産主義は、単なる個別的なる何等かの人種または大陸の「民族的特性」にあらずして、一般的定則とされ、これが至当な

る文化発展の土台に据えられたるものなのであって、かくて、それは人類社会発展の揺籃であり、文化発展の一定高度における人類社会の一般的典型的なる形態であるという結論が示されたのである。

さもあれ然らば原始共産社会という社会構造の 質的特徴即ちそとにおける、生産手段に対する人 間労働力の社会的関係は如何なるものなるか、こ の時代の社会経済関係の発展形態の概観を通して 以下これに関する素描を試みよう。

(1) Lewis H. Morgan; Ancient Society——Researches in the Lines of Human Progress from Savegery through Barbarism to Civilization (1877), 邦訳, 昭和8年8月成光館刊, 山本三吾氏訳書「モルガン・古代社会」。

マルクスの「遺言の執行」として書かれたる,エンゲルスの「家族,私有財産並びに国家の起源」(Friedlich Engels; Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staates.)が本書の研究の成果を基礎としたるものであり(1884年初版への序文参照,社会書房 1948年刊,水野不二夫氏訳書5頁以下),本書が人類文化史の研究上劃期的に重要なる役割を果したるものなるととはここに諜々を要しなく,本稿も主

としてこの両書によりたることを附言しておく。*

モルガンは人も知る如く、ニューヨーク州におけるインディアンのイロクォイ族の間にその生涯の大部分を送り、この原始的狩猟民族の事情の徹底的なる研究の成果と他の原始的民族より獲得されたる諸事実との比較検討によりて、人類の社会的存在のこの長期の薄明期の発展形態に関する大規模なる新理論を編出したものであるが、何としても彼の業蹟中根本的なるものは、彼が有史以前の文化史に対して「科学的秩序」をもたらしたる最初の人間であり、文化史発展の根底的原動力を摘出したる点に存することはいうをまたない。モルガンはそれまで単に消極的概念と見做されたる「野蛮」、「未開」、「文明」なる「称呼」に対し、初めて積極的内容を賦与することによりて、これをは正確なる科学的概念たらしめ、且つこれを科学的研究の道具として使用したのである。而して彼の使用したるこの三個の概念は一定の物質的特徴をもって相互に区別されるところの文化発展の三つの「区切り」を示すものであるが、それらはまた各々、下、中、上の三級に分かれ、その間の区別の規準を成すものは、尚矢張り、文化の具体的なる一定の成果及び進歩なのであって、エンゲルスの前記著書がモルガンのこの区別を採用したるものなることは、これまた周知のことに属する(モルガン、前掲第1編第1章、前掲訳書上巻12頁以下参照、エンゲルス前掲書第1章、前掲訳書27頁以下参照)。

モルガンの第二の大功組は、いうまでもなく、原始社会の家族関係→氏族団体に関する余蘊なき研究を示したることであり、彼が、国際的な大規模の資料に基づき、原始的社会の最低度の家族形態より、今日の国家により認許さればる単婚に至るまでの家族の発達形態の順列、階梯に関する科学的思想的なる基礎確立を成し遂げたることは、彼の社会科学への不朽の貢献たるを失わぬとされるのである。——本稿の以下における、氏族共同体に関係する部分は彼及び彼によるエンゲルスの前掲著書に基本的には依拠したのであるが、家族、氏族団体の本体、その形成過程、その経済的発展との関係等については本稿自体の直接関知せざるところなるが故に、これらの事柄については両書を参照されたい。

(2) 然るに本文に示したる如きモルガンの学説に対しては、いわゆるモルガン・マルクス廃棄者と呼ばれる 社会学者,経済学者(リッペルト,シユタルト,ビュヒャー,シュタルケ,ウェスターマルク,グローセ等) の熱心なる反対が存する。例えば「人類の社会は断じて共有を以て始まったのでなく、私有を以て始まった」 となし、この見地から出発して「原始史に遡れば遡れる程「個人的所有」を伴へる「個人」が専ら全能的に支 配している」ということを証明しようとつとめ、よってもって、モルガンが、本文に示したる如く、その発展 が測るべからざる長期間に亘って伴ったところの経済関係の形態であり,而してこの形態は後述する様に,文 明期の開始とともに初めて崩壊して私有財産制度と代るものとする, モルガン=マルクスの「歴史的遠近法」を **顚倒せしめる者(エルンスト・グローセ)や,また,インディアンの社会の中に,原始共産主義に反対する証** 拠を見出さうと欲して「こういう段階においては,老いたる時代人が若き時代人の生活の支度のために,まだ 心を労することが少ないのは当然である。インディアンはすでに原始人からは遙かに遠ざかっている。人類は 道具を有するようになると同時に、所有の概念を有するが、但しこの概念は道具の上にのみ限られている。そ ういう概念をすでにインディアンは最低の段階において有している。但しこの原始的所有には一切の共産主義 的特徴が欠けている。発展はその反対の方向に始まっているのである。」となしながら、原始狩猟民族の間にお ける支配的なるものとして、たた無規律と無思慮のみを指摘し、一般に生産の共同的規定並びに"全体"や "将来"のための「配慮」が一切行われおらざることを主張する者(リッペルト)等が見られるのである(ロ ーザ・ルクセンブルグ 「経済学入門」第2章第2節及び3節による, 岩波文庫版, 佐野文雄史訳 146 ,178 頁,142~3頁,「」内の用語及び傍点は訳文の通り.)

尚との点については Max Weber も、原始的農業制度の問題については、土地の専有の意味におけるのみならず、経営面における農業共産制が経済発展の発端に立つという理論は何ら論証されぬがさりとて始原的には共産主義的に経営されなかったということも論断されず、この点に関する諸見解は「峻烈に相対時」すると述べ(Wirtschaftsgeschichte. Abriss der universalen Sozial-und wirtschaftsgeschichte, aus den nachgelassenen Vorlesungen herausgeben von Prof. S. Hellmann und Dr. M. Palyi, 2te Auflage, München und Leipzig 1924;邦訳 黒正巌、青山秀夫氏共訳「マックス・ウェーバー、一般社会経済史要論」上巻95頁)、他の著書(Römische Agrargeschichte, S. 82 ff.)においては、イタリャ人の耕作は本来共産的ならず個人的なりしことを主張するが(尚前掲票正氏等訳書、129~30頁参照)、わが井上智男氏もモムゼン(Theodor Mommsen [1817~1903])説を詳細に批判しながら、ローマ人の原初的社会は所謂原始共産社会にはあらず逆に私有財産社会(土地私有の社会)たりしこと(この意味においてローマ社会が土地共有から土地私有社会へ転換したとすることを否定される)を主張されて、ウェーバーのこの見解がローマの原初的形態の正当なる把握をなすものとされる(同氏著ローマ経済史研究157頁以下参照)。

生産要具の生産利用による自然に対する人間の 能動的働きかけは人類の自然に対する闘争の第一 歩であり、自然への働きかけによる自己必要の充 足という意識的活動——行為における予定と計画 の出現——,原始共産社会はかかる人類の発展段階とともに出発する。野蛮時代においては、人類の使用したる生産要具は極めて幼稚であり、従ってそとにおいては、生産力、労働の生産性はとも

に正に原始的水準にありたる こと はいうをまた ぬ. かゝる状態においては、労働は尚未だ分化するの必要は生じなく、野獣その他外部の脅威に対する防禦・闘争、他面、生活資料の獲得殊にある種の食物の獲得のためには、単独による自己生存は到底不可能であり、すべて集団的方法によらねばならず、数人の者が力を合せるという単純共同労働——協業の原始的萠芽が存在したるにすぎない。

かように個人単位にあらず、すべて生活経営、防禦の集団的共同処理なるものは、当然にその共同的行動の成果の共産主義的分配を結果する。かくてかかる共産的に結合せる社会的生産力を中核として若干の社会群がそこに存在する。即ち一切の生産手段は最初はこの群団(ホルド Horde)なる共同体により所有されたのである。

而して群相互間の競争はまた原始社会における生産力発展の一つの重大なる要因をなす。原始社会における人間の対自然闘争・生産力発展への驅使をなさしめたるものは何よりも先づ自己の欲望充足の欲求であり、これがための諸手段の生産こそがこの時代の生産力昂進の決定的要因を成すものであって、この生産力一生産手段をば中心に人間群は対自然闘争を通して不安定群より安定群へと漸次凝固し始める。かくて端緒的人間集団の時期を経て人類は次第に蒙昧の中期より家族一氏族共同体をば形成し行く。家族・氏族制なるものは野蛮下期において全盛時代を現出するが、この家族一氏族の関係は原初的には右の人間群を中心に形成され、それは原始共産社会における発展の歴史において重大なる役割を果すものである。

思うに一定の歴史的時代,一定の国土における社会的秩序は生産の基底を成す二つの態様即ち労働の発展段階と家族の発展段階とにより制約される。労働一生産要具の生産一生産物の量的関係一生産力水準一の低劣の度合は社会組織に対する血縁関係の支配的影響を規定する。原始社会における生産関係の発展は,この意味において家族関係の発展の程度に相応するものである。前示の協業の原始的崩芽の時期は性的自由,乱婚の時期であり,尚血縁=家族関係は極めて薄弱なる状態にあるが、労働要具の改良発達につれ,原始

的人間群の凝固、血縁による家族関係の形成が開 始される。かくて自然発生的なる協業は後にも述 べる如く意識的なる協業となり, 更に年令, 性別 による分業(分業の原始的萠芽)の発生とともに 氏族関係の社会秩序中における支配的影響力は増 大するのである。――家族=-氏族関係の発生はま た交換の原始的発生の要因でもあり,個々の家族 二氏族集団内部の需要に対する生産物の余剰は他 の集団の同様なる余剰と交換される. たゞ然して の交換は尚萠芽的且つ極めて偶然的現象に止まり 而もそれは全く集団相互間のものとしては、個々 の成員の触れるところではなかった。 ---要せば 単純協業――多数労働力の結合は社会的生産力の 発展の促進助長を行い、人間群は一つの目的意識 的集団へと発展し,かくて家族血縁関係は社会生 活の支配的関係となり行くのである.

そも、家族とは血縁的、地縁的なる要素をもっ て構成されたる人間の生産単位であり、婚姻を中 心として結成されたる諸血族であるが、この家族 が全経済行為の単位をなし, それは家族共同体を 構成し、これが当時の法律的行政単位をなしいた るもののようである. そこにおける生産消費の基 礎は「共同」であり、耕作、土地占有はもとより 生産物分配も成員の共同処理に委されいた. 氏 族(Sippe, gens)なるものは、一面において、 かかる家族の政治的拡大発展による社会構成体で あり、他面においては、古代家族と古代国家との 中間を占める過渡的段階にあるところのものとし て、それは民族のすべての社会的生活の基礎をな すものであった. 即ち氏族団体はそれ自身古代家 族を中核体として構成されたる政治社会であり、 その成立基盤は家族にある. 古代ギリシャ人, ローマ人の歴史は、彼等の間に古くより氏族が社 会的集団として、経済的単位体として、法制体と して更に宗教的礼拝の団欒として、最大の役割を 果したることを示した. そこにおいて, 共同の家 政の共産的経営、資富、怠け者・労働者、主人・ 従僕等の無区別、かくてすべての公共事務の自由 選挙と全員の決定とによる処理が見られたること は、あらゆる民族の共通に通過したる事情であっ た。モルガンによれば、アメリカ・インディアン の氏族組織にありては, 氏族成員のすべては自由

人として、名人平等の人身的権利を有し、彼等は 血縁により結合される一個の友愛団体を形成する ものであって、自由、平等、友愛は――そういう 言葉には要約されるものではないが(註(?)参照) ――氏族の基本原則であるが、氏族は依然命全社 会的体制の単位であり、組織されたるインディア ン社会の基礎であった。(註(?)参照).

このように原始民族の生活における親族関係の 果す役割は大であり、その民族の経済的及び社会 的関係及び観念をそれだけ支配するところに氏族 組織の基本的性質が表示される. これを具体的 に経済的関係につき見るに、氏族においては、生 産分配は常に共同的に処理され、家屋の建築は共 同的集団的労働により、共同経済の産物は「共同 倉庫」に収容され、一切の需要はそでから支弁さ れる. 氏族社会における農業生産関係につきて れを見るも、生産体系より消費体系に至るまです べて共同処理の原則が農業共産体を支配し、そと においては、土地は本来的には原始共産社会の諸 関係より発展したるものとして共同的所有であり 独り農耕地のみにあらずして、沼沢地、森林、牧 地も各成員の平等なる権利に基づく共同使用に委 ねられ, 後に農耕地は各家族に分割され,持分 地を有することとなりたる場合においても、それ は各家族の私有財産にはあらず、一時的使用に委 ねられたるものであり、この土地分割権は選出さ れたる氏族の長これをは行使したるものである.

右に述べた様に、原始共産社会――氏族制においては「分散」や「分立」経済にはあらずして、厳格に規定されたる経済的共同社会の存在を見る。そこでは最初はいうなれば、「如何なる氏族の一員と雖も、共同処属地のかくかくの部分が、自分の所有に属するということは愚か、一時的使用のためにのみ自己に属するということすらも証明することはできぬ」、次第である。まことにこの時代にありては、一切の生産手段は共同体の所有に属し、私有財産は、従ってまた階級も存在することはない、生産関係――生産手段に対する人間労

働力の社会的関係──としては、支配する者と労働する者との間における階級分裂は何等知られざることが理解されるわけである。

モルガンは前掲書第4編「財産観念の発達」第1章 「相続の三規定」において次の様にいう。 「野蛮状態における財産」につき、――「野蛮時代の 財産はささやかなものであった。その価値,その希求, その相続に関する彼等の観念は、微弱な も の で あっ た.」、従って「それを所有しようとする欲求が彼等の 心意中に起ることは殆んどなかった。蓋し物そのもの が殆んど存在しなかったからである。……未だ殆んど 財産の題目とならなかった土地は、部族によって共有 されていた一方,共同家屋もその居住者によって共同 に所有されていた。1、次いで「未開中位状態における 財産」につき彼の述べるところは次の様である。---この期に入るや,個人財産の増加,人々の土地に対する 関係につき或る変化の生じたるととを指摘したる後、 「領土的支配は未だこれを共有する部族に属し」たが、 然しその一部は今や分割され、「生活資料を得ていた 部分は,数氏族もしくは同一部落(上巻311頁参照) に居住していた人々の協同体に分割された.」. 然るに 依然それは「共有」であり、「或る個人が彼自身の権 利において土地もしくは家屋を所有し、その欲する者 には何人を問はず、無条件でこれを売却、譲渡すべき 権能を有するということは、単に確認されていなかっ たばかりではなく、信ぜられないことであった。氏族 もしくは人々の協同体による彼等の土地共有様式、彼 等の共同家屋及び親類家族によるそれらの 占有様式 は、家屋及び土地の個人的所有を不可ならしめたので ある.かかる土地や家屋における利益を売却し,また これらを異氏族人に譲渡する権利は、彼等の生活様式 を破壊したであろう。……共同長屋及び共有地は, 個人的所有に反対する生活様式を示すものである.」。

またモルガンによれば、その「権利義務」の内容が 私法的身分的、財産的面、宗教的政治的面において、 「共同」、「共有」の関係にありたることが、ローマ の氏族を特徴づける、とされる。(9)

(1) 氏族及び氏族園についてのローマ人の定義につき、モルガン前掲書第2編第11章参照,前掲訳書下巻12 頁. ウェーバー (Max Weber)によれば、氏族 Sippe という言葉は「血族関係」 "Blutsverwandtschaft" を意味するがこの命題は、氏族が血縁団体であるという主張を意味するものにあらず氏族構成員の間の関係はいわゆる「血縁関係」であるというに止まるのであって、彼は氏族をもって、一般的に拡大(または分散)されたる家族共同体と考え、或は家族共同体の上位におき、家族共同体の統一体としての社会構成体として理解

することは許されない,とする (Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der Sozialökonomik, Adt. I Ite Aufl 1921, S 201; 前掲黒正氏等共訳書 上巻 123 頁参照).

- (2) モルガンによれば、人類の経験したる政府類型の二態様の中、氏族を基礎とする社会的組織は古代社会に、領土及び財産を基礎とする政治組織(civitas)(Political organization)は近代社会に同し、前者は人類最古の政府類型として未開時代の第三期を経て政治的社会の建設されるまで継続するところの、即ち地域的国家の形成以前における人類特有の社会形態であって、それは古代社会を組織し結合せしめたる「要具」であり、古代世界全体はこれにより一貫され、普遍的にこの類型に従いたるものとされる(前掲書第2編第2章、前掲訳哲上巻92頁以下)。要するにモルガンや H. Maine の根本的立場は、未開社会は親族関係に基づく人間関係より成る政治制度、法的秩序により支配されると主張する点に存するが、この定説に対する異論の存することに関して社次註及び註(?)参照。
- (3) モルガンの学説に反対し、この氏族組織の重要性をば可及的に否定せんとするエルンスト・グローセの展開する、氏族団体の「取扱い方」に関する批判につき、ローザ・ルクセンブルグ「経済学入門」第2章第2節参照、前掲訳程155頁以下、146頁以下、尚また註(7)を参照されたい。
- また、未開人の社会構造は血縁関係のみに依存するとなす前示モルガン説に対するリップス(J. E. Lips)やロウィー(R. H. Lowie)等の反対乃至批判につき、杉浦健一氏の紹介するところ参照(同氏著「未開社会における法」第6章、日本評論社版、法学理論篇21)。
- (4) との点に関する,アメリカ野蛮民族の生活状態につき,ローザ・ルクセンブルグ前掲書第2章第3節参照,前掲訳書 177 頁.
- (5) 氏族制度下の農業生産はいわゆる「三面農法」によったが、かかる生産方式の下においては単独の行為は不可能であり、すべては共同労働により処理されたのである。三面農法については、昭和21年解放社刊、発玄龍氏著「社会経済史概論」18~20百参照。
- (6) 19世紀インド氏族共同体に関するイギリス枢密院の報告文,ローザ・ルクセンブルグ前掲啓第2章第1節,前掲訳替122頁,尚123頁参照.
- (7) 原始コンミュニズムは実際においては、文明国において一般妥当性を有する入類の一般的平等及び自由という原則とは全く無関係であり、当時の平等及び連帯は、只々共通の血縁の伝統及び生産手段の共有より生じたるものであり、従って権利の平等と利害は、この血縁と共有の及ぶ範囲と相蔽うものであったというべく、換言すれば、その社会構造の根底をなすものは、今日の平等自由という抽象的原則の遵奉にあらず、人類文化の発達の低位、外部的自然に対する人類の無援という「金剛不壊」の必然なのであって、これが入類の団体への結合と計画的統一的動作の実行とを絶対的存立条件として強要したるものというべきが、蓋し正当ではあるまいか(ローザ・ルクセンブルク前掲書第3章第1節による、前掲訳書206~7頁)。

尤も本文に示されたる如き、モルガン(など)に強く現われたる原始民主々義説(モルガン前掲書第2編第2章参照、前掲訳書上92 頁以下)に対しては、それは、血縁関係のみにて構成される未開社会の集団の成員は、生得権によりて決定されたる同質のものなりとする原子的聚合(atomistic aggregate ――前示ロウィーがPrimitive Society、1920、中においてモルガンの原始民主々義説を批判したる言葉)説であって、これは氏族の単一性を強く主張し、それのみが権利義務の負担者であるとする見解にすぎない、という。機能主義学派の文化入類学者による批判が存するのであって、これら諸学者は研究の結果、未開社会における氏族団体の重要なる役割は認められるが、氏族が社会生活全体を支配する唯一の基本的構造なりや否やは問題とされ、原子的聚合として単一性をもつ氏族なるものは考ええざるものとなり、それを「法の支持者」と見るは困難だとなすようである(杉浦氏前掲書28頁による、尚同書第1章参照)。――尚未開社会における「法」観念についてはハートランド(E. S. Hartland、Primitive Law、1924)が「未開社会では法と道徳、宗教、医術、芸術との区別はできない。これらのすべては社会的、精神的構成物の一部をなすもので、それを支配、拘束する伝統は全く同一である。……」(杉浦氏前掲書25頁による)と主張すのが一応注目を引くのである。

- (8) 前掲書第4編第1章,前掲訳書下巻404,415~6頁,「」内用語は訳文通り。
- (9) 前掲書第2編第11章, 前掲訳書下巻16頁以下。

Ξ

生産力のその後の成長が一方において分業の過程を基礎として展開され、その分業の初発的形態が性別及び年令別の分業なることは前述したが、それと並びて野蛮の中期に至り、生産力発展(牧畜、農業、家内手工業の生産の増大)の結果、社会的には専ら牧畜をこととする民族及び種族と、農業を専らとする民族及び種族の分業の発生したるこ

とと、これと同時的なる同一種族内部における分業の生成したることは注目されうる. これまで一般的ならず、偶然的に生じたる、余剰のみに限定されたる交換は、この牧人種族の出現とともに規則的なるものとなり (氏族長を通じて牧人種族と他の種族とに間に行われる)、交換は更に生産力の一層の発展を促進する.このことは「人間労働力に

対して、その生計に必要なよりも大なる生産物を 産出する能力を与えた.同時にそれは,氏族,世帯 共同体または単一家族の成員の各々が分担すべき 日々の労働量を増大させた.」。といいうる. 今 や新しき労働力が要請された。かように、一方、 余剰労働の可能性と、他方、より多くの労働力に 対する需要とは必然的に奴隷の出現をもたらした のである. (奴隷は最初は戦争による俘虜であるが, 後に私有財産の発展につれて 負債の支払能力なき者もこ れに転化した)。別言すれば、とこに労働生産性の 緩慢ながらの向上――人身的労働力の社会的生産 関係における重要性が表面化する. とこにおいて エンゲルスは曰く、「最初の大きな社会的分类は その労働生産性の向上、従って富の増大と、その 生産領域の拡大につれて、与えられた歴史的全諸 条件の下において必然的に奴隷制度を生んだ、最 初の大きな社会的分業から、社会の二つの階級へ の最初の大なる分裂が生れた. すなわち主人と奴 隷,搾取者と彼搾取者.」. かくてエンゲルスは 牧人種族の出現という「最初の大きな 社 会的 分

業」に奴隷所有の根拠を見出すのである。かくして生産手段の共産主義的所有体制の没落の萠芽が 原始社会の社会構造の内部への従属形態において 徐々に息吹き始める。

前述した様に、氏族間の交換は氏族内部における交換を発生せしめたが、かくて遅々たるながら発展したる生産力は共同的生産に代うるに個別的生産を可能ならしめ、それとともに、氏族または種族の財産に属したる多くの生産手段は後述する様に個々の家族長の所有に移される。 農業共同体においては、共同的土地所有の他に既に私有財産の肺芽 — 共有地の他に生産手段の私有に基づく私的個人経営の出現、屋敷地、家屋、農具、家畜等の私有財産、生産物の各家族の私的所有— が包蔵されたのであって、この意味においてそれは、一方において多分に共産主義的生産関係を保持しつつも、他方において土地、生産要具の私有に対応する私有財産の発生をもたらし、それ自身二重的性格を有したわけである。

(1)のイ 尚この点についてはカール・カウッキ(Kautsky)「資本論解説」,佐藤栄氏訳書 6~13頁参照。(1)のロ及び(2) エンゲルス前掲書第9章,前掲訳書 198 頁,「」内用語は訳文通り.

(3) ことに氏族制の最初の割目を成したる家父長的家族が成立し、これまで食糧獲得を主業とするという、生産関係における女子の経済的地位にその決定的意義をもちたる原始社会における母権性(家族関係において女子の有したる優越的地位)はかくて消滅したのである(婦人労働は、それが主として家内労働に局限されたるが故に、生産変具の新規生産への移行に伴い、農耕、家畜飼養は男子労働として確立されるに及び、生産における重要性を失うに至りたるに由る。). 土地が共有にして、その他の大多数の生産手段が家族的所有に属する農業共同体はかかる家父長的家族の集合である。尚この点についてはウェーバー前掲書、前掲黒正、青山両氏訳書上巻117頁、121~2頁参照。

(4) この点については尚、ローザ・ルクセンブルグ前掲書第3章第2節参照, 前掲訳書 245 頁以下. 尚, 共有より私有への過程については後述四の小文字の部分を参照されたい。

四

時代はやがて未開第3期に達する。鉄製品の生産を初めとする物的生産手段の中断されることなき進歩,各種手工業の生産性の一層の増大,新しき多種なる食物の生産等——それらは一人の人間の担当すべきには余りにも多くの「仕事」の要求を意味する。「第二の大なる分業」即ち農業からの手工業の分離はことに行われる。従ってことに一方において,労働生産物の一部の直接的交換のための生産即ち商品生産が発生し,それは同時に個別的生産者の交換をば社会的生存要件にまで高めしめるに至るのである。(註()参照)。よつてまたそこに商業が発展し,偶然的交換の組織的交換

への移行に伴い、交換媒介物として貨幣の登場するを見る、然るに他方において、今や奴隷は従来の単なる補助的たるの地位より、社会組織をば構成する本質的部分へと上向する。今や「自由人と奴隷の差別と並んで、資富の差別があらわれる。」
――「新しい分業の発生とともに、社会の新たな階級分裂が起ったのである。」。 原始社会の胎内における分業の発展なるものは、氏族成員間の紐帯の消滅はおろか、早晩必然的に政治的経済的平等の内部よりの破壊を結果する契機を成したのである。かくてエンゲルスはいう。「個々の家長の財産に差別が生じたことは、まだ余命をつないで

いた古い共産的世帯共同体を到るところで破壊した。…… 耕地は差し当り一時的に、後には終局的に、個々の家族の利用のため譲り渡された。完全な私有財産への推移は漸次に、そして対偶婚の一夫一婦制への推移と平行して遂行された。個々の家族は、社会の経済的単位となりはじめた. 」。

「結局のところ、氏族制度は、何ら内部的対立を知らざる社会から生れたものであり、そしてかかる社会にのみ適したものであった。それは興論以外には何らの強制手段を有しなかった。然るに、ここにその全経済的生存諸条件に強制されて、自由人と奴隷、搾取する富者と搾取される貧者とに分裂せざるをえなかった社会が発生した。……氏族制度は……分業とその結果たる社会の階級分裂によって破砕された。」。——

「文明の戸口」に到達するに及び、商品や奴隷とい う富と並び, また貨幣財産と並びて, 今や従来財産の 「題目」とされるととのなき土地所有なる富が出現す る。 ——未開時代後期の終末にあたり,「土地享有法」 において, 国有と私有との二つの所有形態の傾向とい う大変化が発生し、ギリシャにおいては、あるものは 部族、胞族、氏族により夫々共有されたが、然し大部 分の土地は個人的所有に帰していた. 即ち, アテネ社 会が氏族社会たりしソロン時代においては,「土地は 一般に個人によって所有され, この個人は既にこれら を抵当とすることを知っていた.」 し、ローマにあり ては,「ローマ部族はその確立当初から公有地, 即ち ローマ 領地 (Ager Romanus) を有っていたが、土 地は宗教上の使用のためにキュリャによって, 氏族に よって, また個別的に個人によって所有されていた. これらの社会的団体が死滅した後は, それらによって 共有されていた土地は袮次私有財産となった」のであ って、かくて「個人は漸次国民的地位の実体を獲得し つつあったのである.」. よりてごれを見るに, モルガ ンによれば, これら数個の所有形態は, 最古には部族 の共有であり,次いで部族共有地は氏族間に分割され, 各氏族はその部分を共有し、時の経過に従い、その個 人への割当が行われ、この割当は終に個別的個人所有 に成熟したることを示するのであるとされるのである。

他方において、牛羊等(家畜は典型的な貴重なる財産)助産は一般に、(5) 尚家屋も、 夫々個人的所有権の対象となったといわれる.かくて、これら家屋、土地、家畜及び交換しうべき貨物の増大とその私有の実現に伴い、これらの相続問題.所有権は「後代の概念の方向において変更された」。し、「家族の首長が財産蓄積の自然的中心となったことが見出されたとき、人類の新しい財産の生涯が開始された」。が、この財産の出現とともに貴族は現われ、奴隷制も「財産のの出現とともに貴族は現われ、奴隷制も「財産の援勢と権力とが社会内に感ぜられはじめたとき」出現したといわれるのである。(10)

かくして,彼等にとりて一つの桎梏をなしたる分割 地に対する氏族共同体の権利より, 今や彼等は解放を うけると同時にやがて新しき土地財産よりの解放をも うけるに至る、土地が氏族共同体の所有に属する間に 認められることなき、土地に対する完全な自由なる所 有権への推移は、氐族、種族の優先権という桎梏の最 終的なる破碎において遂行されたが、このことは同時 に彼等を結合せしめたる土地への絆をも断ち切りたる ことを意味するが, エンゲルスによれば, このこと の「現実的意味」は,土地私有と同時に発明されたる 貨幣により――土地が売却し、抵当になしうる商品と なりたるとき,即ち土地財産に抵当権が附着するでと により「思い知らされた」とされる次第である....「完 全な、自由な、売却しうる土地所有」と抵当権、商業 の拡大、貨幣と髙利貸と並行して現われる少数階級へ の窗の集中と大衆的貧困化の増大、かくて新しき財産 貴族による古き種族貴族の最終的追放は行われ、この 財産による自由人の階級分裂と並行して奴隷数は飛躍 的に増大するが、 この「奴隷の強制労働」とそは―― 氏族社会そのものの内部に発展したる階級対立――そ の上に成立する新しき全社会――国家の基礎を形成す るものである。

⁽¹⁾ エンゲルス前掲書第9章,前掲訳書 201頁,用語は訳文通り、この時期に発生したる商品の段階は、いわゆる単純商品生産及び単純商品交換と呼ばれるものであって、かゝる発展段階はあらゆる歴史的社会構成に共通するものである、この点につき K. Marx、Das Kapital、I、4、SS 177-178、長谷部文雄氏訳書第一巻第2分冊 51~2 頁及び 21~7頁,カウッキー前掲書,前掲型滕氏訳書 13~7頁参照。

⁽²⁾ 前註同所, 用語は訳文通り.

⁽³⁾ 前註同所,前掲訳書207~8頁,用語は訳文通り. 氐族,家族共同体の発展乃至,崩壊過程に関しウェ

ーバーの論するところは、前掲書黒正、青山氏共訳書上巻 123~135 頁参照。

- (4) 以上はモルガン前掲書第4編第2章による,前掲訳書下巻 423〜4 頁,傍点は訳文,傍丸印は筆者,「」 - 内用語は訳文通り.尚エンゲルス前掲書第9章参照,前掲訳書 205 頁.
 - (5) モルガン前註同所.
 - (6) モルガン前掲書第4編第1章,前掲訳書下巻418頁,尚次註参照。
 - (7) モルガン, 註(4)と同所による, 前掲訳書下巻 426 頁。
 - (8) 前註同所,前掲訳書下巻 428 頁.
 - ⑸ 「財産」に関してはモルガン前掲む序文,前掲訳告3頁,第4編第1章,前掲訳書 401~4 頁参照.
- (10) モルガン前掲費第2編第13章,前掲訳費下巻108頁,尚註(4)と同所参照,前掲訳費下巻422頁,438頁.
 - (11) エンゲルス前掲書第9章,前掲訳書 205頁,「」内用語は訳文通り。
- (12) アテネの数字は、その全盛期において、全自由市民約9万人に対し36万5千人、成人男子の市民1名に対し少くとも18名の奴隷といわれ、コリントにありては、同じくその全盛期には46万,エギナは47万であって、いづれも自由市民数の二倍に達したといわれる(エンケルス前掲書第5章、前掲訳書144頁,第9章、前掲訳書206頁)。
 - (13) エンゲルス前掲書第9章による,前掲訳書 206 頁。

五 (結 語)

何はともあれ人類の原始的段階に属する時代一 社会構成のことでもあり、我々の能力をもってし ては、その質的特徴につき明確なる論断を下すと とは困難なることもさることながら、それにして も、筆者の手許に現存するとの方面の文献の僅少 なることと筆者自身の不勉強とのため、原始社会 の質的特徴に関する検討が、それが前稿に断りた る如く, 我々の主目的ならざるため, 不充分なも のにされたることは別とするも、全体が分析的と いうよりは、むしろ極めて粗漏且ついはば "過程 的"に流れ堕したることとおそれる。然しまたそ れは一方においては、「所有権の歴史性」のテー マに関しては,原始社会に関する限り,生産様式 一生産関係――労働力の社会的存在性格について の左程摘記すべきものを認知しえざるによるもの でもある。 さりながら、以上のいわば巨視的観察 に止まることも不首尾に終ると考え、尚一応この 時代の社会構造の質的規定性一所有関係における 労働力の存在性格の一端をば明らかならしめる必 要も認められるが故に、左に本稿の簡単なる結論 づけを行いたく思うわけである。一

総じていえば、原始社会においては、最初は一切の生産手段は共同体による共同所有であって、 共同体としての家族―氏族関係を中心とする、すべての生産体系と消費体系の共同的性格とそは、 との時代の最大の特徴をなすというる(尤もこの 点に関し、見解の対立が存することは適所の(註) において指摘したところである)、氏族は正に当 時のすべての社会関係の基本的拠点をなすという

べく, そこにおいては, 各人〔一直接生産者一労 働者〕は単なる個人としての存在にはあらずして 氏族成員としての個人を認めうるにすぎぬ。 別 言すればこのことは、共同的生産・消費に向って の「成員」の分配――共同的諸関係―「規制」へ の諸個人(実は後述の如く、生産の外的表現とし て現われるにすぎぬ)の服属として規定される. 即ち――その場合先づ、個人―直接生産者―労働 者(この場合、何れも生産の外的表現として現わ れる)は,次代に属する奴隷制社会乃至は封建制 社会におけるそれが、労働諸条件と結合して現わ れ,或いは直接生産者一労働者とその労働諸条件 とが未分化のまゝ統一されて現われる、従ってま たそのとき労働諸条件が、いわばそれによりて直 接生産者の自己の経済の維持或いは労働力再生産 の自然的労働条件をなすのとは異り、彼にはその 労働実現の自然的対象従って生産手段及び生活資 料が与えられてあると見られえぬ、生産手段の経 済的実現即ち諸個人の労働の実現は,基底的には 共同体の行為であり〔=それ自体直接に共同体に よる生産過程として存在する」、生産の外的表現た る直接的労働過程も実は労働力内部の関係の一形 式たるにすぎぬ. 外的に現われる個別的労働過程 を媒介するものは共同体的規制なのであり、換言 すれば、現象形態としての直接的労働過程は質的 範疇的(概念的)には、従って法的にはいわば、 統一への分配の形式の実践的形態たる と出でな い。しかもかゝる「規制」は一応当時の生産力発 展の段階に対応する諸関係を形成するものなので

ある. 然りとはいえ, 個別労働者の労働実現の素 材的対象〔客体〕は、彼の未だ持分〔一共同体の 諸権利に従属する一の所有権〕の自然的客体たり えず,共同的所有には Privatseigentum は内在 することなく、従って当然にその分出もありえな い. さればかかる原始共産主義的共同の諸規定が それを把握し、そのうちに浸透する、このような 古代的共同体(乃至はアジャ的共同体)は、ヨー ロッパの封建社会における共同体が明白に直接生 産者相互間の関係―規定としての共同体として現 われ、従って個別生産者=直接労働者の一応の私 有〔一前記の持分の規定・形態〕を前提となすの とは本質的・質的差異を内包するものなのであっ て、ととにありては、共同体は直接生産者=労働 者の相互間の関係として現われることなく、共同 体はいわばその組織的各個成員の統一として現わ れるものであり、従って生産の外的表現として現 われる直接生産者=個別労働者の自律的なる私的 所有の必然性は内在することはないのである.

ともあれ、かゝる意味において、氏族的共同所 有は、それが原始共産社会的生産様式一生産関係 を集約的に表現する限り,原始共産社会のいわば 最高節疇たるものというべく、それは恰も、奴隷 制社会の「奴隷所有」、封建社会における「封建 的土地所有」,更には近代市民社会における「資 本」に対照されうべきものである.かくて所有関 係が共同体的関係としてある限り、従ってそとに 私的所有の内在することもあることなく、また個 別的労働の分解の実現を見ざる限り、所有関係と しての生産関係において支配―隷属関係―階級関 係は認められえぬのである. 生産手段・所有権と 労働者の関係の問題としては、生産手段の共同所 有〔権〕と直接労働者の関係については,所有関 係としての生産様式のかゝるいわば閉鎖的形態に ありては、上述の外、格別、規定すべきものを見 ざる次第である.

前述の如く生産手段の共同的所有 [一規制] はとの時代の生産力の発展段階に対応するが, 職って思うに, 再生産の極めて原初的低位にある当時の発展段階においては, 生産力と生産関係とは未だその矛盾を相互に暴露することなく, 従って両者は互いに区別されることなく, 同一性を構成するかの様なる状態が存在する

のであって, 再生産の内容と形式とはその区別を暴露 することはない. すべての人間の共同労働, 仕事の同 一性、よりて従ってまた各自の労働生産物を分配する ことなき共同消費の行われるところにおいては, 当時 の生産過程は生産力と生産関係とが矛盾することなき 進行を見せたわけである. 然るにその後生産力の発展 の一定段階において分業が発生するや否や, 生産様式 は内的区別として,従ってまた生産過程は労働力内部 の区別として現われる. 即ち別個の集団が夫々別個の 労働に従事し、労働生産物の交換が行われ、交換が生 産関係の役割を演じ始める. 然しこの段階の交換が単 純商品交換の段階のものとして, 労働力内部の区別の 関係の一形式であり,生産の外的表現たるにすぎず,商 品経済の形態における交換と異るは言をまたない。而 して分業の一層の量的発達に伴い,交換の社会的役割 は増大し、やがて共同体の剰余生産物――共同体の生 産力により創造されたる労働生産物の分配が行われる に至るが、この場合依然としてその分配は共同体生産 に従属し、それは生産様式を変化するに至らない. 然 るに更に労働生産性の発展とともに, 旧き共同体は他 の共同体の形態へ移行し、そこにおいては既に私有財 産の要素が現われる. 即ち生産力と生産関係との区別 が歴史的過程において両者の矛盾に転化するとき、エ ンゲルスのいわゆる人類前史の端緒となるべき瞬間が 始まる、而してこれは生産力が所有の対象となりたる ときに起る. 別言すれば生産力の一定の発展段階にお いて, 氏族関係の形態に従い, 殊にそれの生産関係に おいて占める単位の軽重に従いて、共同体内部におけ る各人の支配の勢力についても、徐々に強弱の相異を 生ぜしめるが、更に私有財産の傾向の堪大につれ、階 級的特権者の発生を見るに至り,氏族崩壊の兆漸く表 面化する次第である.

所有関係の基底としての共有形態の規制する生産関係 — それが原始社会という一定の発展段階における社会的過程の一定の具体的なる形態にすぎぬが,この形態はやがて非永久性を実証する。いうなれば,共同所有的生産関係によりてその発展を制約されたる生産力は,分業。交換の発展とともに,やがて旧来の生産関係と両立せざるところとなり, ここに私有関係で発展せしめ,終に原始コンミュニズムをば解体せしめたるものといわねばならない。 — 氏族制はかくして崩

壊し,奴隷制的社会構成が現われ,その基礎の上に国

家が形成されるのである。

- (1) 二の註(7)において紹介したる学者による,法または慣習に関する機能的研究の結果は,「未開人は原始共産制状態にあって個人の権利が認められない」という主張の修正が要求されあるようなることを参考迄に附言する(杉浦氏前掲替28頁による)。
 - (2) この点については高ローザ・ルクセンブルグ前掲書第3章第1節が参考となる (前掲訳書 207~8 頁).

本稿に関する主要参照文献

- (1) Lewis H. Morgan; Ancient Society Researches in the Lines of Human Progress from Savegery through Barbarism to Civilization (1877), 山本三吾氏訳「モルガン, 古代社会」
- (2) Friedlich Engels; Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staates, 水野不二夫氏訳「エンケルス、家族, 私有財産, 国家の起源」
 - (3) ローザ・ルクセンブルグ「経済学入門」,岩波文庫版,佐野文夫氏訳母
 - (4) 永田広志氏著「唯物史観講話」
 - (5) 察玄龍氏著「社会経済史概論」
 - (6) 杉浦健一氏著「未開社会における法」(法学理論篇 21 篇)
- (7) 県正巌, 背山秀夫氏共駅,「マックス・ウェーバー. 一般社会経済史要論 上下」(Max Weber; Wirtschaftsgeschichte. Abriss der universalen Sozial und Wirtschaftsgeschichte, 1924)
 - (8) 広島定吉,直井武夫氏共訳,ツイミヤンスキー「弁証法的唯物論」
 - (9) 井上智男氏著「ローマ経済史研究」
 - (10) マルクス「資本論」第1巻第4章,長谷部文雄氏訳第1巻第2分冊
 - (II) 佐藤栄氏訳。カール・カウッキー(K. Kautsky)「資本論例説」
 - (12) 高橋幸八郎氏著「市民革命の精造」
 - (13) 昭和3.6 平凡社版,社会思想全集 第6巻所収,堺利彦氏訳,マルクス「ゴーター綱領批判」

(昭和31年6月30日受理)